

役員等報酬規程

1991.	11.	28	制定
1994.	5.	31	改正
2012.	1.	27	"
2018.	3.	27	"
2020.	3.	27	"
2022.	3.	25	"

第1条 本規程は、学校法人広島女学院（以下「本法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について定めたものである。

第2条 役員等の報酬は次による。

- (1) 理事長報酬及び専務理事報酬は、月額 900,000 円以内とし、実状に応じて理事会において決定する。
 - (2) 寄附行為第7条第1項第1号に掲げる理事の報酬は、管理者給与規程に基づき、理事会において決定する。
 - (3) 寄附行為第7条第1項第2号から第4号に掲げる理事は、理事会が委任した職務に応じ、理事会の決定による報酬を受けることができる。
 - (4) 監事の報酬は、その業務の状況を勘案し理事長において決定し、理事会に報告する。
- 2 前項第1号及び第2号の理事を除く役員等が理事会、評議員会など会議に出席する場合又は監査を実施する場合には、1回あたり 10,000 円を支給する。なお、広島市内までの交通費は、実費を支給する。
- 3 前項のほか、役員等は本法人が依頼する旅行について、旅費規程に基づく実費弁償を受けることができる。

第2条の2 役員の退職金は次による。

- (1) 寄附行為第7条第1項第1号に掲げる理事は、本法人職員退職金支給規程による。
- (2) 寄附行為第7条第1項2号、3号及び4号に掲げる理事は、退職金を支給しない。

第3条 第2条第1項の報酬の支給日及び支給に関して必要なことは、本法人給与規程に準じるものとする。

第3条の2 本法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第4条 本規程に定めるもののほか、役員等の報酬に関し必要な事項は、理事

会において審議し決定するものとする。

第5条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いたうえで、理事会の議決により行う。

附 則

本規程は、1994年5月31日から施行する。

附 則

本規程は、第3条から第6条までを改正し2012年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、全部改正し2018年4月1日から適用する。

附 則

1 本規程は、第1条を改正、第2条の2を追加、第3条を改正、第3条の2及び第5条を追加し2020年4月1日から施行する。

2 役員退職金支給規程は廃止する。

附 則

本規程は、第2条を改正し2022年4月1日から施行する。